

修学資金貸付契約書

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会会長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と ○○ ○○（以下「乙」という。）は、群馬県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2又は第4の規定により介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し次のとおり修学資金を貸し付けるものとする。

貸付総額	円
内訳	月額（生保加算分を含む。）円
	入学準備金円
	就職準備金円
	国家試験受験対策費用円
	授業料相当額（テキスト代等を含む。）円
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付日	介護福祉士修学資金：各四半期の当初の月の日（第1四半期においては、甲が連絡した日）

2 乙は、群馬県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業運営要領（以下「要領」という。）11の（1）に規定する貸付方法以外の貸付方法による貸付けを受けようとするときは、別紙によりその旨を甲に申し出てその承認を受けなければならない。

第2条 乙は、要領17の（2）の規定により修学資金等返還計画書を提出したときは、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

第3条 甲は、乙が不正に修学資金の貸付けを受けたときは、この契約を解除し、当該不正に貸付けを受けた修学資金に相当する額を返還させるものとする。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

第4条 乙は、連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき又は連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちにその旨を甲に届け出た上で、甲の承認を受けて新たな連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人を変更しようとするときも同様とする。

第5条 前各条に定めるもののほか、乙は、要綱及び要領に定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

第6条 この契約、要綱及び要領に定めのない事項並びにこの契約に疑義を生じた事項は、甲の指示により解決するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

なお、本契約書は、租税特別措置法第91条の3第2項の規定に該当するため、印紙税は非課税とする。

年 月 日

甲 前橋市新前橋町13番地の12
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
会 長 印

乙 住所
氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印